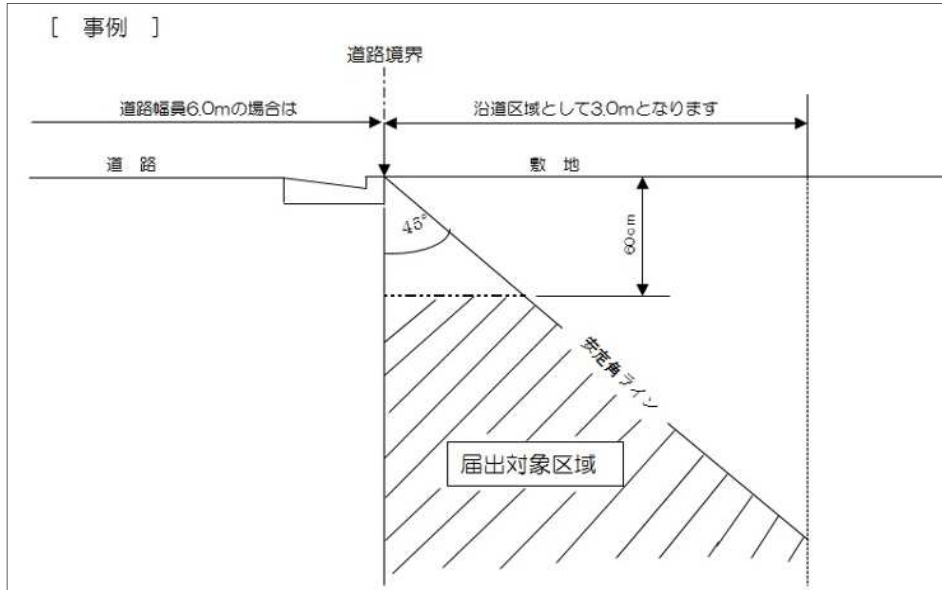


沿道掘削届作成の手引き

1 沿道掘削届が必要となる範囲

下記の沿道区域内で、安定角(45度)ライン以下でかつ地表面から60cm以上掘り下げる場合です。



沿道区域内の基準とは

1	道路総幅員が6m未満の場合	道路境界から総幅員の1/2まで
2	道路総幅員が6m以上20m未満の場合	道路境界から3.0mまで
3	道路総幅員が20m以上の場合	道路境界から5.0mまで

※その他、道路の形態や沿道の利用状況によっては沿道区域が変わる場合がありますので、ご相談ください。

2 提出書類

- ① 沿道掘削届書
- ② 誓約書
- ③ 委任状
- ④ 現場案内図(住宅地図等明確に場所がわかる程度のもの)
- ⑤ 工事工程表
- ⑥ 建築確認通知書(写し)
- ⑦ 掘削平面図(道路境界から距離を記入して下さい。)
- ⑧ 掘削断面図(道路境界から距離を記入して下さい。)
- ⑨ 湧水処理平面図(沈殿槽の設置位置と排水方法)
- ⑩ 山留構造計算書
- ⑪ 工事車両、建設機械及び資器材の搬入、搬出経路
- ⑫ 道路の現況写真(撮影位置、方向を記載した平面図を添付して下さい。)
- ⑬ 道路の現況高(水準測量の測点、位置、高さ等を明示した図面)

3 提出部数 2部

4 提出先 都市整備部道路管理課占用監察係 電話 03-5654-8574

5 お願い事項

1. 従来から沿道掘削届の提出をお願いしてきましたが、平成27年1月5日から条例で定める沿道区域の指定基準に基づく届けとなります。ご理解とご協力をお願いします。
2. 届書を提出する前に上記提出先の担当者と事前相談をお願いします。

書類作成の留意点

- ① 申請から回答まで原則として2週間かかりますので、早めの事前相談及び提出をお願いします。
- ② 書類は定められた順番に整え、サイズは原則としてA4とし、これより大きい場合はたたんでサイズを合わせて、左綴じでホッチキス留め、またはファイルに綴って下さい。
- ③ 提出部数は2部とし、同じ内容とします。
- ④ 道路境界は、道路管理課測量係で確認して下さい。

書類作成のポイント

○沿道掘削届

1. 年月日は、提出する日です。
2. 掘削期間は、杭打ち等から埋戻しまでの期間です。
3. 現場責任者は、現場に常駐し、確実に連絡がとれる方です。

○添付書類

1. 委任状は、施工者が提出する場合、提出して下さい。
2. 掘削平面図には、道路境界線を「朱色」で表示し、道路幅員等を記入して下さい。
3. 山留構造計算書は、深さが1.5m未満の場合は提出不要です
4. 工事車両の進入に伴い道路を切り下げる必要が生じた場合、別途申請が必要です。
5. 道路の現況写真は、施行場所が区道に接する方向から左右及び正面から現況が確認できるように撮影して下さい。また、引照点及び高低測量の基準点又は指示された箇所を撮影して下さい。
6. 道路の現況高は、指示された箇所の測量を行って下さい。